

誘い合っ、みんな健康チェック!

総合健診を受けましょう!

～お申し込みの受付は2月下旬から3月25日(月)まで～

平成25年度も5月28日(火)～6月25日(火)まで総合健診を実施します

今まで健診を受けたことのない方も、まずは健診を受けることで自分の健康状態を知っていただき、健康に関心を持つきっかけにいただければと思います。

がん検診・基本健診(特定健診)とも定期的な健診受診が「早期発見・早期治療」につながります。健診の結果、生活習慣の見直しや改善が必要であれば必ず保健指導を受けましょう。

検診項目、対象年齢、料金については次のとおりです。申込書に記入いただき、3月25日(月)までにご提出ください。

詳しくは配布の「平成25年度神石高原町総合健診の手引き」をご覧ください。

検診料金表

検診項目	対象年齢	料 金
特定健康診査	40歳～74歳	1,200円 ※社会保険被扶養者の方は料金が異なります。
後期高齢者健康診査	75歳～ ※65歳以上の障害認定者含む	無 料 ※65歳～69歳までの町民税課税世帯は1,200円
39歳以下の健康診査	18歳～39歳	1,200円
大腸がん検診	18歳～	300円
肺がん検診	18歳～	400円
アスベスト検診	40歳以上の 肺がん検診受診者	300円
歯周疾患検査	18歳～	無 料
胃がん検診	18歳～	800円
前立腺がん検診	(男性) 40歳～	400円
子宮がん検診	(女性) 20歳～	400円
乳がん検診	(女性) 視触診 20歳～39歳	300円
	視触診+ マンモグラフィ 40歳～	900円
骨粗鬆症検査	40歳～70歳	400円
肝炎ウイルス検査	40歳, 45歳, 50歳, 55歳, 60歳の方でこれまでに検査経験 のない方に申込書を同封します	無 料

次の方は無料です。

●70歳以上の方 ●町民税非課税世帯の方 ●生活保護世帯の方 ●無料クーポン券対象の方

※国保加入者で40歳～74歳の方は脳ドックの希望調査も行います。詳しくは「総合健診の手引き」8ページをご覧ください。

お問い合わせ先 保健課 ☎99-3366

地域包括支援センター(保健課)が高齢者虐待の相談窓口です

高齢者虐待とは、高齢者の尊厳を奪い、高齢者の心や身体に傷を負わせる行為全般をいいます。ささいな行為が積み重なり、気付かないうちに高齢者虐待につながることもあります。

◆「虐待かな?」を見過ごすことなくご連絡ください!

虐待を受けている高齢者や介護のストレスなどで疲れを感じている介護者のサインに気づくことが虐待予防の第一歩です。そのためにも日頃から地域の中で孤立しないように協力し、見守ることが大切です。

「虐待かな?」と感じたら、地域包括支援センター(保健課)へご連絡ください。

高齢者虐待相談窓口電話番号: 89-3228
(24時間対応)

次のような行為を高齢者虐待と言います。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 【具体的な例】 ・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる ・ベッドに縛りつける、手足を縛る、意図的に薬を過剰に服用させる
世話を放棄・放任	必要な介護サービスを受けさせない、食事や水分などを摂取させないなどのこと。 【具体的な例】 ・水分や食事を十分に与えず、脱水症状や栄養失調の状態にする ・掃除や洗濯などをせず、劣悪な住環境の中で生活させる ・必要とする介護や医療サービスを制限したり、使わせない
心理的虐待	暴言や無視、嫌がらせなどにより精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・排泄の失敗などを嘲笑したり、それを人前で話し恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて子どものように扱う ・話しかけられても無視する
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をしたり、させること。 【例】 ・排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
経済的虐待	勝手に高齢者の資産を使ったり、お金を使わせないこと(高齢者の親族を含む)。 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の年金や財産(預貯金・不動産など)を、無断で使用したり処分する